

市民税・都民税・森林環境税（個人住民税） 納税通知書の見方

※この通知は再交付できません

紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は
課税証明書をお取りください。

④【年税額】
1年間の個人住民税の合計額と、その徴収方法別の内訳金額。

⑤【宛名番号】
個人住民税に関するお問い合わせの際は、こちらの宛名番号をお伝えください。

年税額	給与特徴税額	年金特徴税額	差引普通徴収税額
④			

通知書番号		宛名番号 ⑤
金融機関名 (支店名)	③	
口座番号	振替方法	
(口座名義人)		

各期または全期

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日
新規		⑥		
充当額				
差引				

③【納付方法が口座振替の方のみ印字しています。】

⑥各期限までに納めていただく税額です。(普通徴収分)
★口座振替で納めている方
各納期限日に、こちらの金額を指定された上記の口座から差し引きます。(振替方法にて全期を指定している方は第1期の納期限日に全期分が口座から差し引かれます。)

▼一括で納めていただく場合

※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

※この欄に金額は印字されません。

⑦年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮特別徴収税額)
前年度年金特別徴収の対象者であり、今年度も継続して年金特別徴収を行う場合は、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を、仮徴収税額として4月・6月・8月に特別徴収させていただきます。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)

年金より特別徴収される額	令和8年4月	令和8年6月	令和8年8月
	⑧		

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

	令和8年10月	令和8年12月	令和9年2月
		⑨	

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)

年金より特別徴収される額	令和9年4月
	⑩

⑩年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。(仮特別徴収税額)
翌年度の個人市民税として、本年度の公的年金等の所得に係る年税額の1/6の金額を翌年4・6・8月に特別徴収させていただきます。

⑨年金からの特別徴収がある方のみ印字しています。
年金特徴税額-仮徴収税額の残額は10月・12月・翌年2月の3回に分けて徴収されます。

★新たに公的年金から差し引かれる方(65歳になられた方※昭和36年(1961年)4月2日以前生まれの方)
公的年金からの特別徴収が開始される年度は、公的年金等の所得に係る年税額の2分の1に該当する額を普通徴収(第1期・第2期)の方法で納めていただき、残りの税額を10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から差し引きます。
★「年金振込通知書」記載の住民税について
日本年金機構から、毎年6月に「年金振込通知書」が届きます。この通知書に記載してある個人住民税額については、前年の年金分の税額をもとに算出されたものであり、武蔵野市から届く通知書に記載してある年金特別徴収税額とは異なる場合があります。
実際に年金から差し引かれる税額は「年金振込通知書」の額です。ただし、本来年金特別徴収すべき金額は「納税通知書」に記載してある年金特別徴収税額になります。そのため、武蔵野市から届いた最新の「納税通知書」に記載してある年金特別徴収税額より、「年金振込通知書」記載の税額が多かった場合は住民税が還付となります。

